



## 春日部市プレミアム付商品券発行事業

### 取扱加盟店 募集要項

春日部市プレミアム付商品券発行事業実行委員会

令和6年2月20日（火）

---

---

**【問合せ先】春日部市プレミアム付商品券事務局**

コールセンター（加盟店専用）：050-6883-1030

Email：kasukabe-tenpo@tobutoptours.co.jp

専用HP：<https://kasukabe-pureken.com/> \*令和6年4月1日に開設いたします。

加盟店募集HP：<https://www.syokokai.or.jp/syokokai/syowa/600/index.html>

営業日時：10:00～17:00 平日のみ（土・日・祝日、年末年始〈12月28日～1月5日〉休業）

---

---

**【商工会議所・商工会連絡先】**

春日部商工会議所 TEL：048-763-1122

庄和商工会 TEL：048-746-0611

9:00～17:00 平日のみ（土・日・祝日、年末年始〈12月28日～1月5日〉休業）

## ◆事業の趣旨

エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けている消費者及び事業者の双方を支援することを目的にプレミアム付商品券を発行する。

## I プレミアム付商品券について

### 1. 事業概要

- (1) 名 称 春日部市プレミアム付商品券
- (2) 発 行 者 春日部市プレミアム付商品券発行事業実行委員会
- (3) 発 行 額 9億1千万円（プレミアム率30%）
- (4) 発 行 内 容 総数7万セット（紙券4万9千セット・電子券2万1千セット）
- (5) 商品券種類 共通券：全加盟店舗  
専用券：売場面積1,000㎡未満の店舗（駐車場・バックヤードは含まない）  
（食料品スーパーマーケット、ホームセンター、  
コンビニエンスストア、ドラッグストアのチェーン店を除く）
- (6) 商品券構成 紙 券：共通券1,000円×7枚・専用券500円×12枚  
電子券：共通券7,000円分・専用券6,000円分
- (7) 販 売 額 1セット 10,000円で販売（13,000円分）
- (8) 使 用 期 間 令和6年8月9日（金）～ 令和6年11月10日（日）
- (9) 販 売 方 法 紙券：専用応募ハガキ・専用応募フォーム 電子券：専用アプリ
- (10) 応 募 期 間 令和6年4月30日（火）～令和6年5月20日（月）
- (11) 当 選 通 知 令和6年6月下旬
- (12) 購 入 対 象 者 市内在住の方
- (13) 購 入 限 度 購入対象者1人につき3セットまで、世帯上限15セットまで
- (14) 使用可能店舗 春日部市プレミアム付商品券取扱加盟店の申込みを行った店舗

### 2. 商品券取り扱い厳守事項

- (1) 商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において使用可能です。
- (2) 商品券と現金の交換は禁止しています。
- (3) 紙券の券面額以下の使用の場合であってもお釣りはお渡ししないで下さい。
- (4) 不足分は現金や電子マネー等で受け取って下さい。
- (5) 商品返品の際の返金はできません。
- (6) 取扱加盟店で独自に商品券の使用対象外となる商品などを定める場合（特売品など）は、あらかじめ使用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示して下さい。
- (7) 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、商品券使用上限額などを定める場合はあらかじめ使用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示して下さい。
- (8) 使用期間を過ぎた紙商品券は受け取らないで下さい。
- (9) 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者は責を負いません。
- (10) 商品券の交換又は売買はできません。

- (11) 使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。

### 3. 商品券の使用対象にならないもの

- (1) 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- (2) 出資や債務の支払い（税金、振込み代金、振込み手数料、保険料、電気、ガス、水道料金、電話料金など）
- (3) 金、車、プラチナ、銀、有価証券、電子マネー、商品券、ビール券、図書券、店舗が独自発行する商品券等、旅行券、乗車券、切手、郵便はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (5) たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- (6) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入、事業用資産のリフォーム等
- (7) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場（一時預かりを除く）等の不動産に係る支払い
- (8) 特定取引に対する前払いのうち、物品の購入若しくは借受け又は役務の提供を受けるのが令和 6 年 11 月 10 日を越えるものの支払い
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (10) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (11) コンビニエンスストア等での収納代行等への支払いが実質可能となる支払い
- (12) 当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）第 2 条に規定する当せん金付証票（宝くじ）及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成 10 年法律第 63 号）第 2 条に規定するスポーツ振興投票券
- (13) その他、前各号に類するもの、又は、社会通念上、商品券使用対象として春日部市が適当と認めないもの、各取扱加盟店舗が指定するもの

## II 取扱加盟店の募集概要

### 1. 登録資格

取扱加盟店の登録資格は、当該事業に参加を希望する春日部市内の店舗（事業所）とする。また、次に掲げるものが営業するものを除く。

- (1) 国及び地方公共団体が直接管理・運営する施設
- (2) 通信販売・駐車場・自動販売機・訪問販売等の無店舗又は無人サービスで営業している店舗
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条の許可・届出の対象となる営業を営む店舗（キャバクラ、キャバレー、ショーパブ、ホストクラブ、スナック・料亭（接待を伴うもの）、ナイトクラブ、パチンコ店、マージャン店、ゲームセンターなど）

- (4) 営業に必要となる官公庁の適切な許認可を得ていない店舗（食品衛生法、旅館業法、住宅宿泊事業法などで規定される許認可）
- (5) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている店舗
- (6) 春日部市暴力団排除条例（平成 25 年春日部市条例第 86 号）第 2 条第 1 号に掲げる暴力団又は第 2 条第 2 号に掲げる暴力団員と密接な関係を有すると認められるもの
- (7) 「I.3. 商品券の使用対象にならないもの」に記載の取引、商品を専ら取り扱う店舗
- (8) その他、前各号に類するもの、又は、社会通念上、商品券を使用する店舗として春日部市が適当と認めないもの

## 2. 取扱加盟店の責務等

次に掲げる事項について、遵守していただきます。

- (1) 使用者が使用期間中に商品券及び電子商品券を持参したときは、商品券額面分の商品の販売やサービス等の提供を行うこと。
- (2) 商品券の使用において、使用対象外のもの（「I.3. 商品券の使用対象にならないもの」参照）の取引を行わないこと。
- (3) 使用者が商品券で購入した商品等を返品する際は、現金・電子マネー等による返金が行わず、代替品等との交換とすること。
- (4) 取扱加盟店であることが明確になるよう、ステッカー、二次元コード、ポスター等を使用者の見やすい場所に掲示すること。
- (5) 使用者から受け取った商品券には、再流出を防止するため、裏面に店舗印を押印又はサインすること。また、取扱加盟店控の小片は入金確認が完了するまで保管すること。  
※取扱加盟店控の小片がない場合は、振込金額に差異があっても異議申し立てができませんのでご注意ください。尚、取扱加盟店控の小片がある場合でも、振り込み着金後 2 週間を過ぎたからの異議申し立てはできませんのでご承知おき下さい。
- (6) 裏面に他店舗の押印又はサインのある商品券は、受け取りを拒否すること。
- (7) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともにその事実を速やかに警察へ通報すること。また、その旨春日部市プレミアム付商品券発行事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）にも報告すること。商品券の取り扱い方法や確認用として配布する見本券は、商品券を取り扱うすべての担当者に周知すること。
- (8) 電子券にて決済を行う際は、その決済金額が決済画面に正しく入力されているかどうかを確認し、取引完了画面で決済が完了されていることを確認する
- (9) 商品券の交換、譲渡、売買、再使用は行わないこと。
- (10) 購入した商品券での直接換金及び商品仕入れ等への使用は行わないこと。
- (11) 換金期限が過ぎた商品券の換金請求を行わないこと。
- (12) やむを得ない事情がない限り商品券が使用できる期間中においては、継続して取扱加盟店にお

いて特定取引を行うことについて同意すること。

- (13) 特定事業者は、取扱加盟店の登録事項の変更や登録を取り消す必要がある場合は、速やかに事務局まで届け出ること。
- (14) 申込み内容や、特定取引に疑義が生じた場合等は、実行委員会が行う調査へ協力すること
- (15) 春日部市プレミアム付商品券発行业約款（以下「事業約款」という。）を遵守するとともに、実行委員会からの指示に従うこと。
- (16) 春日部市プレミアム付商品券発行业の運営に協力すること。

### 3. 申込から登録まで

#### (1) 申込方法

取扱加盟店希望業者は、この募集要項及び本要項最終頁に記載の誓約事項、事業約款に同意のうえ、下記それぞれの申請方法にて加盟店登録をしていただきます。加盟店登録を希望される事業者様は「春日部市プレミアム付商品券発行业取扱加盟店登録申込書」に必要事項を記入し、FAX、メール、郵送のいずれかで申請ください。

●専用ホームページ（店舗募集用サイト）：

<https://www.syokokai.or.jp/syokokai/syowa/600/index.html>

①FAX 送信先： 048-642-3680

②メール送信先： kasukabe-tenpo@tobutoptours.co.jp

③郵 送 先： 〒330-0801 さいたま市大宮区土手町 1-2 JA 共済埼玉ビル 8 階  
東武トップツアーズ（株）さいたま支店内  
春日部市プレミアム付商品券事務局 宛  
※郵送料は事業者様負担となります。

#### (2) 申込期限 \* 2次締切の4月8日(月)までにお申込みいただくことを、事務局として推奨いたします。

	申込時期 (事務局必着日)	加盟店一覧掲載 (ホームページ・アプリ)	加盟店一覧掲載 (冊子)	取扱加盟店キット 送付時期
1次締切	3月8日(金)まで	事業の告知開始時に掲載 4月1日以降	掲載あり	7月下旬
2次締切	4月8日(月)まで	購入応募時に掲載 4月30日以降	掲載あり	7月下旬
3次締切	4月30日(火)まで	購入応募時に掲載 6月17日以降	掲載あり	7月下旬
4次締切	5月20日(月)まで		掲載なし	7月下旬
5次(最終)締切	9月30日(月)	準備が整い次第順次	掲載なし	準備が整い次第順次

### (3) 登録・確認

申込みのあった事業者については、確認の上、取扱加盟店として登録いたします。

ただし、登録後であっても下記に該当する場合には、登録を取り消すことがあります。

- ① 申込み内容に虚偽・不備等があった場合
- ② 実行委員会が登録を取り消すと判断した場合

### (4) 店舗登録の基準

商品券は共通券、専用券の2種類があり、登録情報により、以下の通り使用できる店舗を分けさせていただきます。

- ① 共通券：専用券取扱事業者を含む全取扱加盟店舗
- ② 専用券：売場面積1,000㎡未満の市内加盟店舗（駐車場・バックヤードは含まない）  
（食料品スーパーマーケット、ホームセンター、コンビニエンスストア、ドラッグストアのチェーン店を除く）

### (5) その他留意事項

- ① 取扱加盟店の情報（店舗名称・所在地・電話番号・業種等）は「商品券の使えるお店」として、購入者向けの告知用リーフレット・ホームページなどに掲載いたします。
- ② 取扱加盟店の登録料は無料です。
- ③ 取扱加盟店向けのマニュアル・ステッカーを作成し、7月下旬以降に配布予定です。
- ④ 商品券の取扱い、換金の方法など詳細については、後日配布する取扱加盟店マニュアルを参照してください。
- ⑤ 取扱加盟店においては、紙券の取扱いは必須とし、電子券の取扱いは取扱加盟店の希望によるものとする。
- ⑥ 事業約款、募集要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱加盟店の登録取消、損害賠償金の発生等が生じた際はご請求する場合があります。
- ⑦ 事業約款、募集要項に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、実行委員会がその都度対応を決定します。
- ⑧ 本事業用にデザインされた「商品券」の肖像使用を含む広報告知物の使用については事前に実行委員会の承認が必要となります。
- ⑨ 実行委員会の方針等により、内容が変更される可能性がある旨を予め了承願います。

## Ⅲ 換金について

### 1. 換金方法と手順

物品の販売又は役務の提供などの取引において紙券を受け取った取扱加盟店は、換金を申し出ることができ、その方法については以下によることとします。

なお、電子券使用の場合は、加盟店での申し出は不要となり、換金スケジュールにて口座への振り込みとなります。振込手数料は事務局にて負担いたします。

紙券と電子券の両方の取扱いが可能な取扱加盟店において、電子券と紙券を合算してお振込みをいたします。

(1) 使用済み商品券を事務局に送付する方法

- ① 使用済み商品券の半券（取扱加盟店控え・小片）を切り取ってください。
- ② 換金用伝票に必要事項を記載してください。
- ③ 店舗印を確認した使用済み商品券を②の換金用伝票を表紙にして輪ゴムで束ねてください。
- ④ 換金封筒に入れてください。（入りきらない場合は段ボール等をご用意のうえ着払いで送付してください。）
- ⑤ 指定場所へ発送してください。（郵便代金は受取人（事務局）払いとなります。）
- ⑥ 事務局において、送付された使用済み商品券を集計いたします。

※ 万が一「換金用伝票に記載された内容」と、「送付された使用済み商品券を事務局で集計した内容」に差異が生じた場合は、「事務局読込み内容」を正とし精算を実行します。その後、疑義に応じお手元の（半券）取扱加盟店控えにある券番号等の確認を実施し、精算いたします。

(2) 換金方法

- ① 入金は口座振込となり、振込手数料は事務局にて負担いたします。
- ② 換金請求日に応じて入金予定日までに振込いたします。  
※使用が集中した場合は、精算が1サイクル遅れることがございます。予めご了承ください。
- ③ 「専用券」は食料品スーパーマーケット、ホームセンター、コンビニエンスストア、ドラッグストアのチェーン店を除く、売場面積が1,000㎡未満の店舗のみ換金できます。  
※「共通券のみ」使用可能店舗が受け取った「専用券」は換金できません。
- ④ 入金額に異議がある場合は、入金日から2週間以内に限って受付いたします。2週間を過ぎてからの異議お申し立てには一切応じられませんのでご注意ください。

### (3) 換金スケジュール

換金回数	換金集計日		振込予定日
	(紙：換金センター到着日基準) (電子：自動集計)		
1回目	8月9日(金)	～ 8月26日(月)	9月26日(木)
2回目	8月27日(火)	～ 9月10日(火)	10月10日(木)
3回目	9月11日(水)	～ 9月25日(水)	10月25日(金)
4回目	9月26日(木)	～ 10月10日(木)	11月8日(金)
5回目	10月11日(金)	～ 10月25日(金)	11月25日(月)
6回目	10月26日(土)	～ 11月10日(日)	12月10日(火)
7回目	11月11日(月)	～ 11月25日(月)	12月25日(水)
8回目	11月26日(火)	～ 12月10日(火)	1月9日(木)

※登録している銀行口座情報に誤りがあった場合や使用が集中した場合は、精算が1サイクル遅れることがあります。予めご了承ください。

※換金集計日を過ぎた場合、換金は一切できません。

#### 【誓約事項】

- (1) 商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
- (2) 商品券を使用できない商品に対して、商品券での支払いを受付けません。
- (3) 商品券の再販、再流通をいたしません。
- (4) 商品券の偽造・悪用・濫用はいたしません。
- (5) 商品券を紛失・毀損した場合、すべて自己責任とします。
- (6) 商品券の使用期間中（令和6年8月9日から令和6年11月10日）は取扱加盟店として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退はいたしません。
- (7) 商品券の取り扱い、取扱加盟店の責務のほか募集要項及び事業約款に記載されている内容に同意し、遵守します。
- (8) 商品券の使用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- (9) 商品券の取り扱いに対して、実行委員会からの改善要請等があった場合にはそれに従います。
- (10) 店舗名・所在地・電話番号・業種の公表（専用HP・チラシ等に掲載）について同意します。
- (11) 性風俗関連特殊営業などの風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定するものではありません。
- (12) 春日部市暴力団排除条例（平成25年春日部市条例第86条）第2条第1項に掲げる暴力団又は第2条第2号に掲げる暴力団員と密接な関係を有すると認められるものではございません。
- (13) 換金期限が過ぎた商品券の換金請求を行いません。



# 春日部市プレミアム付商品券発行事業約款

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 春日部市は、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けている消費者および事業者の双方を支援することを目的に、春日部市プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）発行事業を実施する。また、新しい生活様式やデジタル化促進への対応として発行する商品券の一部を電子商品券とする。

2 本事業の実施に関しては、この約款に定めるところによる。

### (名称)

第2条 商品券の名称は「春日部市プレミアム付商品券」とする。

### (発行団体)

第3条 商品券を発行する団体は春日部市とし、管理運営は春日部市が委託した春日部商工会議所及び庄和商工会が組織する春日部市プレミアム付商品券発行事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

### (実施期間)

第4条 本事業の実施期間は令和6年1月29日から事業が終了し実績報告等その精算事務の完了までとする。

### (発行総額等)

第5条 商品券の発行総額は9億1千万円とする。

2 発行総額のうち、販売総額は7億円とし、その30%にあたる2億1千万円を上乗せ方式のプレミアム分とする。

3 商品券は、紙製の商品券（以下「紙券」という。）及び電子商品券（以下「電子券」という。）として発行するものとする。

4 発行総額のうち、紙券の発行額は6億3千7百万円、電子券の発行額は2億7千3百万円を予定するが、購入希望者の応募状況等により、合計9億1千万円の範囲内で変更できるものとする。

### (商品券の内容)

第6条 商品券の内容は、紙券は1セットにつき、共通券1,000円分を7枚、専用券500円分を12枚とし、電子券は1セットにつき、共通券7,000円分、専用券6,000円分とする。

2 商品券の販売単位は1セットとし、販売額は10,000円とする。

3 共通券はすべての取扱加盟店で使用できるものとし、専用券は第25条に規定する取扱加盟店のみで

使用できるものとする。

- 4 電子券の使用については、取扱加盟店登録時に電子商品券取扱有無を確認し、取扱希望加盟店において使用できるものとする。

(共通券及び専用券面表示事項)

第7条 紙券の共通券及び専用券に次の事項を記載する。

- (1)発行団体
- (2)使用可能な金額及び使用期間
- (3)商品券の使用可能店舗（以下「取扱加盟店」という。）
- (4)第三者への譲渡・売却の禁止
- (5)商品券で購入できない商品
- (6)つり銭対応（紙券のみ）
- (7)返品・返金等の対応
- (8)紛失、盗難等の免責
- (9)約款の存在
- (10)その他、商品券の管理に必要な情報

## 第2章 商品券の販売

(販売対象者)

第8条 商品券の販売対象者は、市内在住者とする。

(購入者の決定)

第9条 商品券の購入者の決定にあたっては、紙券の場合は、専用ホームページ、または専用応募ハガキにより、電子券の場合は、専用アプリにより、購入希望申込を受け、購入決定者へ通知するものとする。

- 2 購入希望者による申込は一人につき1件のみとし、同一人物による複数件の申込であると実行委員会が判断した場合は、まとめて1件と扱うこととする。
- 3 第8条の販売対象者の資格の確認にあたっては、購入希望の申込時に本人からの申告により確認することとするが、実行委員会が必要と判断した場合は、申込者に対し、資格の確認に必要な資料の提出を求めることができる。
- 4 購入希望が商品券発行数を上回る場合は、実行委員会による抽選にて決定することとし、当選の発表は当選者への通知をもって行うこととし、落選者には通知しない。
- 5 購入希望が商品券発行数を下回る場合は、再度購入者の募集を行うこととする。

(購入限度)

第10条 商品券は、一人につき3セットかつ世帯上限15セットを限度に購入することができる。

(販売期間)

第 11 条 商品券の販売期間は、令和 6 年 4 月 30 日から 5 月 20 日までとする。ただし、未入金により売残りが発生した場合は、2 次募集や繰上抽選などを行う。

(決済方法)

第 12 条 商品券購入の決済方法は、実行委員会が指定する方法により、指定の期日までに、紙商品券はコンビニエンスストア納付、電子商品券はクレジットカード払いまたはコンビニエンスストア納付により支払う方法とする。

2 前項の期日までに支払いが行われない場合、商品券購入の権利は無効とする。

(商品券の交付方法)

第 13 条 商品券の交付は、前条による決済が確認できた購入者へ、紙券の場合は配達記録が残る配送方法により郵送、電子券の場合は電子商品券システムを介して行うものとする。

(商品券の再販売)

第 14 条 第 12 条による決済が、指定の期日までに行われず、購入されない商品券が発生した場合、実行委員会において販売方法を決定し、再販売するものとする。

### 第 3 章 商品券の使用

(使用できる者)

第 15 条 商品券は、購入者本人（以下「使用者」という。）に限り使用することができる。

(使用期間)

第 16 条 商品券の使用期間は、令和 6 年 8 月 9 日から令和 6 年 11 月 10 日までの間とし、使用期間を経過した商品券は無効とする。

(使用限度額)

第 17 条 商品券の使用限度額は設けないものとする。

(取扱加盟店)

第 18 条 取扱加盟店は、第 26 条による取扱加盟店の登録手続きをした店舗とする。

(対象商品等)

第 19 条 商品券は、取扱加盟店が取り扱う商品の購入若しくは借受け又はサービスの提供について、使用できるものとする。ただし、次の該当するものは対象外とする。

(1) 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）

- (2) 出資や債務の支払い（税金、振込み代金、振込み手数料、保険料、電気、ガス、水道料金、電話料金など）
- (3) 金、車、プラチナ、銀、有価証券、電子マネー、商品券（ただし、本事業の実施要綱を遵守し利便性を高めるために発行するものとして春日部市が認めたものを除く。）、ビール券、図書券、店舗が独自発行する商品券等、旅行券、乗車券、切手、郵便はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (5) たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- (6) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入、事業用資産のリフォーム等
- (7) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場（一時預かりを除く）等の不動産に係る支払い
- (8) 特定取引に対する前払いのうち、物品の購入若しくは借受け又は役務の提供を受けるのが令和 6 年 11 月 10 日を越えるものの支払い
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (10) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (11) コンビニエンスストア等での収納代行等への支払いが実質可能となる支払い
- (12) 当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）第 2 条に規定する当せん金付証票（宝くじ）及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成 10 年法律第 63 号）第 2 条に規定するスポーツ振興投票券
- (13) その他、前各号に類するもの、又は、社会通念上、商品券使用対象として春日部市が適当と認めないもの、各取扱加盟店舗が指定するもの

#### （つり銭）

第 20 条 紙券の額面に満たない使用に対するつり銭は、支払わないものとする。

#### （使用者の責務）

第 21 条 使用者が購入した商品券を、返品、現金又は他の商品券との交換、譲渡、販売及び担保に供することは、できないものとする。

2 使用者が商品券で購入した商品券等については、現金・電子マネー等による返金はできないものとする。

3 使用者が購入した商品券の盗難、紛失、滅失は、使用者の責務とする。ただし、紛失、滅失が災害等の不可抗力による場合は、この限りではない。

#### （不正使用の損害）

第 22 条 偽造等の不正使用により本事業に損失を与えたときは、当該不正使用者により損害金の全部を申し受けるものとする。

## 第4章 取扱加盟店

(取扱加盟店の募集)

第23条 取扱加盟店の募集の周知方法は、実行委員会の作成する専用ホームページ、春日部市及び商工会議所、商工会のホームページ、春日部市報、商工会議所会報誌等により広く行うものとする。

(取扱加盟店の登録資格)

第24条 取扱加盟店の登録資格は、当該事業に参加を希望する春日部市内の店舗（事業所）とする。ただし、次の該当するものは対象外とする。

- (1) 国及び地方公共団体が直接管理・運営する施設
- (2) 通信販売・駐車場・自動販売機・訪問販売等の無店舗又は無人サービスで営業している店舗
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条の許可・届出の対象となる営業を営む店舗（キャバクラ、キャバレー、ショーパブ、ホストクラブ、スナック・料亭（接待を伴うもの）、ナイトクラブ、パチンコ店、マージャン店、ゲームセンターなど）
- (4) 営業に必要となる官公庁の適切な許認可を得ていない店舗（食品衛生法、旅館業法、住宅宿泊事業法などで規定される許認可）
- (5) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている店舗
- (6) 春日部市暴力団排除条例（平成25年春日部市条例第86号）第2条第1号に掲げる暴力団又は第2条第2号に掲げる暴力団員と密接な関係を有すると認められるもの
- (7) 「I.3. 商品券の使用対象にならないもの」に記載の取引、商品を専ら取り扱う店舗
- (8) その他、前各号に類するもの、又は、社会通念上、商品券を使用する店舗として春日部市が適当と認めないもの

(専用券の取扱加盟店の資格)

第25条 専用券を使用できる取扱加盟店の資格は、以下のいずれも満たすこととする。

- (1) 売場面積が1,000㎡未満（駐車場・バックヤードは含まない）である店舗
- (2) 食料品スーパーマーケット、ホームセンター、コンビニエンスストア、ドラッグストアのチェーン店を除く

(取扱加盟店の登録手続き)

第26条 取扱加盟店の登録を希望する店舗（事業所）は、「令和6年度春日部市プレミアム付商品券取扱加盟店申込用紙」に必要事項を記入の上、FAX、メール、郵送のいずれかにて提出するものとする。

2 実行委員会は、前項の規定による申込があったときは、当該申請者が第24条に定める登録資格を有することを確認の上、取扱加盟店として登録する。

(紙券及び電子券の取扱)

第27条 取扱加盟店においては、紙券の取扱いは必須とし、電子券の取扱いは取扱加盟店の希望によるものと

する。

(取扱加盟店の登録料)

第 28 条 取扱加盟店の登録料は無料とする。

(換金期間)

第 29 条 商品券の換金期間は、実行委員会が別に定める期間内とし、換金期間を過ぎた商品券は無効とする。

(換金方法)

第 30 条 取扱加盟店が紙券を換金するには、必要事項を記入した換金用伝票及び裏面に取扱加盟店名を記載した使用済みの商品券を指定の封筒等に同封の上、実行委員会が指定する場所へ発送し換金処理を行うこととする。

2 前項に規定する紙券の発送は、前条に定める換金期間に行わなければならない。

3 取扱加盟店が、電子券を換金するための申請は不要で、決済内容が自動的にシステムに取り込まれ、事前に設定した換金期間ごとに換金されるものとする。

4 取扱加盟店への入金は、第 26 条第 1 項による申込時に指定された口座へ順次行うものとする。

(換金手数料)

第 31 条 取扱加盟店は、換金に係る送料、手数料等は負担しないものとする。

(取扱加盟店の責務)

第 32 条 取扱加盟店は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用者が使用期間中に商品券及び電子商品券を持参したときは、商品券額面分の商品の販売やサービス等の提供を行うこと。

(2) 商品券の使用において、使用対象外のもの（「I.3. 商品券の使用対象にならないもの」参照）の取引を行わないこと。

(3) 特定取引において、商品券の使用を拒否しないこと。ただし、商品券の残額が不足している場合に、取扱加盟店が、不足額を現金などにより充当させないと判断した場合は、商品券の使用を拒否できるものとする。

(4) 使用者が商品券で購入した商品等を返品する際は、現金・電子マネー等による返金を行わず、代替品等との交換とすること。

(5) 取扱加盟店であることが明確になるよう、ステッカー、二次元コード、ポスター等を使用者の見やすい場所に掲示すること。

(6) 使用者から受け取った商品券には、再流出を防止するため、裏面に店舗印を押印又はサインする。また、取扱加盟店控の小片は入金確認が完了するまで保管すること。

※取扱加盟店控の小片がない場合は、振込金額に差異があっても異議申し立てができませんのでご注意ください。尚、取扱加盟店控の小片がある場合でも、振り込み着金後 2 週間を過ぎてからの異議申し立てはできませんのでご承知おき下さい。また、登録時の店舗名と商品券裏面の店舗名が異なると換

金できない場合がありますのでご注意ください。

- (7)裏面に他店舗の押印又はサインのある商品券は、受け取りを拒否すること。
- (8)偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともにその事実を速やかに警察へ通報すること。また、その旨実行委員会にも報告すること。商品券の取り扱い方法や確認用として配布する見本券は、商品券を取り扱うすべての担当者に周知すること。
- (9)電子券で決済を行う際は、その決済金額が決済画面に正しく入力されているかどうか確認すること。
- (10)商品券の交換、譲渡、売買、再使用は行わないこと。
- (11)購入した商品券での直接換金及び商品仕入れ等への使用は行わないこと。
- (12)やむを得ない事情がない限り商品券が使用できる期間中においては、継続して取扱加盟店において特定取引を行うことについて同意すること。
- (13)特定事業者は、取扱加盟店の登録事項の変更や登録を取り消す必要がある場合は、速やかに事務局まで届け出ること。
- (14)申込み内容や、特定取引に疑義が生じた場合等は、実行委員会が行う調査へ協力すること。
- (15)事業約款を遵守するとともに、実行委員会からの指示に従うこと。
- (16)春日部市プレミアム付商品券発行事業の運営に協力すること。

(取扱加盟店資格の喪失等)

第 33 条 本約款に違約する行為が認められた場合は、換金の拒否、取扱加盟店登録の取り消し、損害賠償金の請求等を行うことがある。

(紛失等の責務)

第 34 条 商品券の盗難、紛失又は滅失は、取扱加盟店の責に帰するものとする。

(届出事項の変更)

第 35 条 取扱加盟店は登録事項に変更があったときは、速やかに実行委員会に届け出るものとする。

## 第 5 章 雑 則

(返還請求等)

第 36 条 使用者が不正等を目的として、次のことを行った場合は、プレミアム相当額の返還請求をし、又実行委員会で審議し決定した処置を取ることができる。

- (1)商品券を他人に売却し、利益を得ること。
- (2)商品券を担保に供し、又は質入れをすること。
- (3)自らの商品仕入等に使用すること。
- (4)その他商品券発行事業の目的に反する行為に使用すること。

(実行委員会の責務)

第 37 条 実行委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 商品券の売上金は、換金のために使用すること。
- (2) 商品券の発行、回収、在庫枚数等を記載した記録を残すこと。
- (3) 商品券の保管は特に厳重に行うこと。
- (4) 商品券の盗難又は紛失が発生したときは、速やかに実行委員会の委員長に盗難又は紛失した商品券番号を報告するとともに取扱加盟店にその旨を通知すること。
- (5) 上記の各号のほか、商品券発行业に必要の運営管理を行うこと。

(紛失等の責務)

第 38 条 実行委員会の過失による商品券の盗難、紛失、滅失は、実行委員会の責に帰するものとし、損害の補填をするものとする。

(その他)

第 39 条 商品券発行业に係る事務局を次のとおり置く。

- (1) 名称：春日部市プレミアム付商品券事務局
- (2) 所在地：埼玉県さいたま市大宮区土手町 1-2 JA 共済埼玉ビル 8 階  
(東武トップツアーズ株式会社 さいたま支店内)
- (3) 電話番号：〈市民専用〉 0570-003-666  
〈加盟店専用〉 050-6883-1030

2 この約款に定めるもののほか、商品券発行业の実施に伴い必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この約款は、令和 6 年 1 月 29 日から施行する。